

○ 改正後の保険業法施行規則第234条第1項第9号に規定する融資申込み先への保険販売規制の導入にあたり、「融資申込みの有無の確認」は、どのように行えばよいのか。

1. 融資申込みの有無の確認を行う段階では、顧客の保険ニーズは顕在化しておらず、被保険者も明らかになっていないことが多い。したがって、圧力販売の懸念に晒されるのは当該顧客（保険募集人である銀行員が直接応接する者であって、保険契約者となることが想定される者をいう。）のみといえる。

このような当該顧客に対する圧力販売の懸念を払拭することが当該規制を導入した趣旨であり、当該趣旨に照らせば、当該顧客の融資申込みの有無を確認すれば足りることとなる。

2. 当該確認の方法については、融資の申込み情報はデータベース化が実務上困難と認められることを踏まえれば、当該顧客の申告に基づいて当該顧客の融資申込みの有無を確認する方法をとらざるを得ない。

3. なお、当該顧客が自己の融資申込みの有無を認識していないとは考えにくいものの、「他の支店において融資に関する話をしているが、融資申込みなのかどうか不明」との申告を受けたような場合には、当該他の支店への照会により当該顧客の融資申込みの有無を確認することも必要。